

本校では「誠実にあれ 誇らかにあれ 貫きてあれ」の校訓のもと、「知・徳・体」の力をバランスよく養い、将来、地域社会に貢献できる人材を育成することを目標にしています。

「知」は知識の習得、思考力、判断力、課題解決能力、表現力などを身に付けることであり、高校生活の幹である授業に主体的に取り組まなければなりません。

「徳」は他者への思いやりや規範意識、貢献意欲など人生をよりよく生きていくための基礎となる部分で、学校行事や部活動、ボランティア活動などに積極的に取り組むことで養われます。

「体」は生涯をたくましく生きぬくための体力や健康的な生活習慣を身に付けることであり、毎日の生活の中で当たり前のことを当たり前にするを徹底するように心掛けてください。

長い人生からすれば、本校での3年という月日はわずかな時間ですが、この3年間でどう過ごすかによって、みなさんの将来は大きく変わってきます。自己を確立し、社会的視野を広め、実りある高校生活にしてください。

1 学校生活について

- (1) 学校は公共の場であり、共同生活をする場所です。公共のマナー、山田高校のルールを守り、互いにより良い学びの環境を整えましょう。
- (2) 元気な挨拶、正しい言葉遣いを心掛け、健康で明るい高校生活を送ってください。
- (3) 高校生活の軸は授業です。授業を中心にした生活習慣を身に付けて下さい。
- (4) 校内の施設や備品を大切にし、教室等の整理整頓、校内美化を心掛けて下さい。
- (5) 学校に必要以上の金銭や貴重品、および学業に不必要なものは持ち込み禁止です。また、所持品には全て氏名を明記して下さい。
- (6) 出席状況と学業成績は密接に関係しています。心身を健康に保ち、遅刻・早退・欠席のトリプル0を目指してください。
- (7) 仲間と共に励まし助け合い、高校生の時にしかできないことに全力で取り組みましょう。

2 生徒指導基準

本校在学中に、高校生としてふさわしくない行為や言動いわゆる問題行動があった場合、生徒指導委員会で審議をして生徒指導を行います。

指導については、高知県立高等学校学則第30条等に基づき、説諭、家庭謹慎、登校謹慎、退学勧告など、個々の事案の状況に応じて決定します。

(1) 指導対象となる行為

*交通関係 無断免許取得 無免許運転 道路交通法違反 交通事故 等

*触法行為 窃盗 万引き 暴力行為 恐喝 器物損壊 いじめ 定期券不正使用
公職選挙法違反で検挙された場合 等

*虞犯行為 喫煙（所持、同席含む） 飲酒（同席含む） 薬物乱用 ライター所持
立入禁止場所への出入り 深夜徘徊 等

- *その他 不正行為（カンニング、試験中の携帯所持） 服装・頭髪違反 授業妨害
怠学行為 無断アルバイト 無断外泊 不健全娯楽 不健全異性交遊
SNSへの不適切な書き込み 等

※上記以外にも高校生としてふさわしくない行為があった場合は指導の対象となります。

(2) 指導について

- *問題行動が判明した場合は、事実確認のうえ指導内容を決定します。
- *謹慎等を含む指導は、保護者同席のうえ管理職から指導内容を申し渡します。
- *謹慎期間と定期試験が重なった場合は、試験は別室での受験とします。
- *行為者と同席者について区別できる場合は、指導に差をつけることがあります。
- *複数の高校が関係している問題行動については学校間で情報を共有します。
- *無断免許取得は指導と併せて免許証は卒業まで預かりとします。

3 携帯電話の校内持ち込みについて

登下校時の生徒の安全確認の理由等で、保護者からの届出があった場合に限り、校内への携帯電話の持ち込みを許可しています。ただし、次の厳守事項が守れない場合には、携帯電話の不正使用として指導をおこないます。

(1) 厳守事項

- *学校敷地内での使用は、平日・休日ともに全面禁止です。
- *登校時は学校敷地外で携帯電話の電源を切りバッグに入れて直接所持しないこと。
- *放課後使用する場合は、学校敷地外で電源を入れること。
- *電源の切り忘れによる着信音等が鳴った場合も指導対象となります。

(2) 指導について

- *預かり指導をおこないます。違反回数は3年間の累積とします。
- *預かり指導期間中は、「スマホ決済」等の利用ができない不都合が生じるので、そうならないためにも使用のルールを守ること。

(3) 預かり指導について

- *1回目は1日預かりのうえ、ホーム担任から保護者に返却します。ただし、未許可の場合は3日預かりとし「携帯電話校内所持届け」を提出すること。
- *2回目は3日預かりのうえ、学年主任から保護者に返却します。
- *3回目は5日預かりのうえ、生徒サポート部から保護者に返却します。
- *4回目以降は、指導委員会に諮り審議のうえ決定します。

4 自転車通学について

- (1) 生徒サポート部に「自転車通学許可願い」を提出し、指定のステッカーを貼ること。
- (2) 交通法規を守り、安全運転に十分留意すること。
- (3) 前後のブレーキ、ライト、反射板、ベル、カギ、カップ等の整備をすること。

- (4) 自転車は指定の駐輪場に整頓して置き、必ず施錠すること。
- (5) 万一事故に遭遇した場合は、警察および保護者に連絡をして、学校にも報告すること。
- (6) 高知県では自転車通学生にヘルメット着用を推奨しています。

5 運転免許について

原動機付自転車、自動二輪車、普通自動車の運転免許の取得は原則卒業式以降とします。就職内定者で事業所からの免許取得要請等、特別な事情のある場合は、下記の(1)、(2)、(3)に沿って入校を許可します。入校の際は、生徒指導部に「自動車学校入校届け」を提出すること。

(1) 入校に関する規定

- *卒業見込の単位を修得していない者、出席不良者は入校を許可しません。
- *教習期間中に家庭謹慎等になった場合、その指導期間中の教習は停止します。
- *学校生活を最優先とし、教習のために授業や学校行事に支障をきたさないこと。
- *定期試験発表から試験最終日までの期間は、自動車学校での教習は休止すること。
- *合宿免許については入校を禁止します。
- *2月末日までに運転免許を取得した場合は、直ちに学校に預けること。

(2) 入校時期

- *就職内定者で企業から免許取得の要請がある場合のみ、2学期中間試験最終日の翌日以降の入校を許可します。
- *大学、短大、専門学校進学者は、2学期期末試験最終日の翌日以降の入校とします。

(3) 上記の事項が守れない場合は、教習の一時中断および生徒指導の対象となります。

6 アルバイトについて

本校では、高校生の本分である学業に力を入れ、部活動、ボランティア活動等に積極的に参加することを推奨していますが、家庭のやむを得ない事情等でアルバイトをする必要がある場合は、ホーム担任をとおして「アルバイト許可願」を提出して学校の許可を得てください。ただし、下記の注意事項を厳守してください。

(1) アルバイトを希望する場合は、以下の手順で許可願を提出すること。

- ①保護者からホーム担任に申し出
- ②ホーム担任・学年主任・部活動顧問で協議
- ③アルバイトを許可しても学校生活に支障がないと判断された場合は、「アルバイト許可願」に、ホーム担任→学年主任→部活動顧問の順で押印してもらい、最後に生徒サポート部に提出すること。

ただし、1年生は原則アルバイト禁止とする。

なお、次の事項に該当する場合は、アルバイトは許可しない、または許可を取り消す。

- *欠点保持者および成績不良者。
- *遅刻、早退、欠席が多い出席不良者、および授業態度、課題等の提出に不備がある者。
- *服装・頭髪など校則が守れていない者。
- *アルバイトによる出席状況の悪化、成績下降など、学校生活に支障をきたした場合。

(2) アルバイトの時間は、午後8時までとします。また、定期考査発表から定期考査終了までの期間は休止してください。

(3) 酒類を提供する店や未成年者の立ち入り禁止場所でのアルバイトは許可しません。

※上記(1)～(3)に違反した場合は生徒指導の対象となります。

7 学校警察連絡制度について

高知県下では、高校生を健全に育成するとともに、早期の立ち直り、非行や犯罪被害の拡大防止を目的に、学校と警察が連携する「学校・警察連絡制度」がとられています。問題行動により補導等された場合には、警察や補導センター等関係機関から学校に連絡が入るようになっていきますので、そのような場合には、速やかに学校に申し出るようにしてください。

人に与える印象は、その人の身なりや立ち居振る舞いが大きく影響します。常に制服を正しく着用し、山高生としての自覚と誇りを持ちましょう。

1 男子制服

- (1) 学校指定業者のものを着用すること。
- (2) 冬服＝上着はシングルジャケット3つボタン。スラックスはツータックシングル裾。
長袖カッターシャツはボタンダウン左胸にYのイニシャル刺繍入り。
ネクタイは青と紺のストライプでワンタッチファスナータイプ。
セーター、ベストはV衿でポケット無し、左胸にYのイニシャル刺繍入り。
コートはステンカラー型。
- (3) 合服＝長袖シャツ、スラックス、ネクタイは冬服と同型。
- (4) 夏服＝半袖開襟シャツで左胸にYのイニシャル刺繍入り、または、紺色のポロシャツで左胸にYのイニシャル刺繍入り。スラックスは冬服と同型。
- (5) ベルトは黒または茶色。ソックスは無地で黒・白・紺・灰色とする。
- (6) 通学靴はスポーツシューズまたは標準型黒色またはこげ茶色のローファーとする。ブーツ、ハイカット、厚底靴等は禁止。
- (7) ジャケットを着用する際にはボタンをすべて留めること。
- (8) 学校指定であっても、セーター・ベストだけでの登下校は禁止。ジャケットを着用すること。マフラー・手袋の着用を認める。ただし、防寒用の私服の着用は認めない。

2 女子制服

- (1) 学校指定業者のものを着用すること。
- (2) 冬服＝上着はシャネルジャケット、ベストはV衿で3つボタン。スカートは16本車ヒダとボックスタイプの2種類。いずれもスカート丈は膝にかかっていること。
スラックスはノータックシングル裾。
長袖ブラウスは各衿、裾はストレート。リボンに赤と紺のストライプ。
セーター、ベストはV衿でポケット無し、左胸にYのイニシャル刺繍入り。
コートはステンカラー型。
- (3) 合服＝ベスト、スカートまたはスラックス、ブラウス、リボンは冬服と同型。
- (4) 夏服＝半袖セーラー型でリボンは冬服と同柄の小リボン、または、紺色のポロシャツで左胸にYのイニシャル刺繍入り。スカートまたはスラックスは冬服と同型。
- (5) ソックスはYのイニシャル刺繍入り、標準ソックスかハイソックスの2種類。
ストッキングは肌色、タイツは黒色のもの。ストッキング、タイツともに無地とする。黒タイツ着用時にはソックスは履かなくてもよい。

- (6) 通学靴はスポーツシューズまたは標準型黒色またはこげ茶色のローファーとする。ブーツ、ハイカット、厚底靴等は禁止。
- (7) ジャケットを着用する際にはボタンをすべて留めること。
- (8) 学校指定であっても、セーター・ベストだけでの登下校は禁止。ジャケットを着用すること。マフラー・手袋の着用を認める。ただし、防寒用の私服の着用は認めない。

3 制服移行期間（目安）

- (1) 合 服・・・5月上旬～6月上旬、9月上旬～10月上旬
夏 服・・・6月上旬～9月中旬
冬 服・・・10月中旬～5月上旬
- (2) 制服移行期間は目安とし、個人の体調によって調整してよい。ただし、学校行事の式典では次のように統一する。入学式、1学期始業式、2学期終業式、3学期始業式、卒業式、3学期終業式は冬服とする。

4 頭髪

男女ともに清潔で落ち着いた髪型を心掛けること。生来の縮毛や赤毛等については、入学時に生徒サポート部に届け出ること。

- (1) 男子、前髪は眉にかからない、横髪は耳にかぶらない、襟足は制服の襟にかからないこと。
- (2) 女子、肩にかかる場合はゴムで束ねる、前髪を下すときは眉にかからないこと。
- (3) 男女とも、パーマ、毛染め等、人工的に手を加えることや、極端な刈り上げ、剃り込み等、奇抜な髪型は認めない。

5 化粧、装飾品

すべて認めない。